

質問に対する回答について
調査等名) 秋田自動車道 峠山地区附帯工設計

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>本業務の測量業務を積算するにあたり、令和7年7月1日に改定になりました調査等積算基準の内容（測量業務における機械器具経費及び材料費割合等、交通費・日当・宿泊費、測量業務の諸経费率）を採用されておりますでしょうか。</p> <p>ご教示願います。</p>	<p>適用する調査等積算基準は、令和6年7月版となります。</p>